

1. 医ケア児の把握について

(1) 医ケアCo.に繋げることで把握する

【退院時繋がるケース】 医ケアCoが退院時カンファレンスに参加

【退院時に繋がらないケース】 保健師へ医ケアCo.の活動周知を行う（成功事例の共有）

▶ 医ケアCoからの提案議題【資料2-1】

(2) 医ケア児者の状態を調査する

県実態調査を実施中 ▶ 次回以降ご意見を頂く予定

（本市での令和7年度実施分における調査対象者）

- ・ 医療的ケアを受けることが不可欠である児者のうち、障害福祉サービス等を利用しているもの。
（「療養介護」「短期入所：療養介護」「児童発達支援および放課後等デイサービスの医療的ケア加算関連」の支給決定者を障害者支援推進課にて抽出。）
- ・ 障害福祉企画課が実施している未就学児調査の対象者
- ・ 障害児入所施設のうち、医療的ケアのあるこども
- ・ 県教育委員会が実施した令和7年度学校における医療的ケアに関する実態調査票において、対象として報告した児童生徒（実数のみの回答）

2. ショートステイについて

(1) 療養介護施設の連携

▶ 重心委託からの報告【資料2-2】

(2) ライフサポート事業

▶ ヒアリング状況について【資料2-3】

医療的ケアってなに？どのような配慮が必要なの？

地域のこども園や学校に入りたい！どこに相談すればいいの？



お困りごとは、

医療的ケア児等コーディネーター

にご相談ください！

私たちは、日常生活を営むために常時医療を必要とする方や重症心身障害児者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、医療・保健・保育・教育・福祉等の関係機関を繋ぎ、調整を行います。
お困りごとや心配ごとなど、お気軽にご相談ください。



社会福祉士

看護師

主な業務内容

- ライフステージに応じた相談
病院の退院時や成人期への移行等、環境の変化に関する相談に応じます。
- 入園や入学等に関する相談
関係機関と本人保護者の間に入り、手続きの相談や配慮等の個別の相談に応じます。
- 医療的ケアに関する啓発
こども園や学校、障害児通所サービス事業所等へ研修を行い必要な配慮等について研修を実施します。

🏠 ご相談はこちらへ 🏠

社会福祉法人 小羊学園 つばさ静岡(アグネス静岡)

住所: 〒422-0805 静岡市葵区城北117

電話: 054-249-2833 (アグネス静岡直通)

E-mail: ikeatouco@kohitsuji.or.jp

担当者

医療職(あおぞら診療所しずおか) 湯本しおり

福祉職(アグネス静岡) 植松光子



保健師さんとの協働ケース

✿医ケアCo.が、保健師さんの強みだと思っているところ

病気や障害があり“特別だから”ではなく、赤ちゃんのいるどのご家庭にも訪問している保健師さんから“普通”のこどもと同じ支援を受けることができる機会や、不安な気持ちに寄り添って相談にのってくれる保健師さんの存在は大きいと感じています。保護者がこどもの病気や障害の受容ができていない時に、福祉の相談員に相談するのはハードルが高く、不安や悩みを抱えていても、「うちの子は障害児ではないから」と、相談につながらない事例もあります。

保健師さんが関わるケースで医ケアがあることがゆえの悩み（預け先や就園について等）でお困りの際は医ケアCo.にご相談ください。

✿医ケアのある子をもつ親が保健師さんにしてもらって嬉しかったこと

寄り添ってくれて嬉しかった

普通のこども達と同じ様に関わってもらいながら相談に乗ってもらえた



健常児のママ友には話せないから、愚痴も含めて話を聞いてくれる保健師さんの存在がありがたかった。

健診の時に声をかけてもらって嬉しかった

✿協働ケース1（0歳、ネーザルハイフロー、経鼻経管チューブ 退院～自宅生活）

お子さんの退院前カンファレンスに同席し、保護者の負担を考え、退院後の相談窓口は保健師とした。今後の在宅生活で、医療的ケア児等特有のニーズ（医療的ケアに関する悩みや制度利用に関すること）が出たタイミングで、医療的ケア児等コーディネーター（以下 医ケアCo.）につないでもらうこととした。

退院後、自宅での生活が落ちてきたタイミングで、母から保健師さんに今後の生活などの相談があり、保健師に同行して自宅を訪問し、在宅で使える資源（サービスや制度）について説明の上、母の希望とお子さんの状態にあった支援を確認し、利用できるよう調整している。

保健師の役割 （一人のこどもとして）	退院後から、訪問や電話等で母からの育児全般についての相談を受け、家族が“医療的ケア児”の支援を受け入れるお手伝いをする。 ※最初から“特別”な子というかたちではなく、“保健師”が関わり、家族がこどもの病状を受け入れられるタイミングまでつないでくれたことでその後の支援が継続した。その後も、健診などで気にしてくれることが家族には、“忘れられていない”という気持ちを持つことができ、安心して子育てできている。
医ケアCo.（福祉職）の役割 （医療的ケアのあるこどもとして）	訪問看護やヘルパー利用の障害福祉サービスなど、家族が今必要としている資源から今後必要となる資源までのこどもの状態と家庭の状況にあった支援の調整を行う。
医ケアCo.（医療職）の役割 （医療的ケアのあるこどもとして）	医療的ケア児や重心の子特有のケアの方法などに対して、保健師への助言や情報提供などバックアップを行う。

✿協働ケース2（1歳、導尿、復職のためこども園へ入園希望）

保健師が退院前カンファレンスから関わっており、退院後も継続して母と連絡を取りながら相談対応していた。母から復職後の生活について保健師が相談を受け、保健師と医ケアCo.で自宅を訪問。医ケアCo.が母と復職のタイミングや就労時間などの希望、お子さんの状態を確認し、医療機関、こども園などと調整し、入園を迎えた。

保健師の役割 （一人のこどもとして）	退院後から、訪問や電話等で母からの育児全般についての相談を受け、家族の変化などをとらえて、必要なタイミングで“医療的ケア児”の支援へのつなぎを行う。 ※保健師のこまめな声掛けや丁寧な相談対応があったことで、家族のCo.の受け入れがスムーズだった。
医ケアCo.（医療職）の役割 （医療的ケアのあるこどもとして）	母の希望が、認定こども園への入園だったことから、入園前の調整から入園後のこどもの生活について、保護者や園、主治医とケアの方法について、調整や助言等を行い、お子さんが安心して入園できる体制を整えた。

ライフサポート事業

資料 2-3

1. ライフサポート事業概要

【趣旨】在宅で生活する重症心身障がい児（者）の地域生活を支え、介護する家族の介護負担の軽減及び家族の介護力の回復を図る。

【対象者】・肢体不自由 1 級又は 2 級の身体障害者手帳及び A 判定の療育手帳の交付を受けている者
・市内に住所を有する重症心身障がい児（者）であって、補助事業者の提供する生活介護、自立訓練、児童発達支援又は放課後等デイサービスを利用している者

【支援の内容】宿泊型ショートステイ（通所施設で、午後 5 時から翌朝午前 9 時までの間に行う入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援）
日帰りショートステイ（通所施設で、午後 5 時から午後 12 時までの間に行う入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援）

【従業者の職種】社会福祉主事、社会福祉士、介護福祉士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、ホームヘルパー、通所施設に従事している生活支援員、児童指導員、保育士、幼稚園教諭、養護教諭管理者

【従業者数】補助事業実施日の利用者の数が 1 人以上 7 人未満の場合 1 人
補助事業実施日の利用者の数が 7 人以上 13 人未満の場合 2 人
補助事業実施日の利用者の数が 13 人以上 19 人未満の場合 3 人

【医療体制】医療的ケアが必要な利用者がある場合にあっては、医療的ケアが可能な体制を確保すること。

2. 利用状況

平成 31 年度から令和 5 年度のライフサポート事業利用状況

	申請 事業所 数	宿泊型		日帰り		延時間 数	補助金 交付額 (円)
		回数	延べ 人数	回数	延べ 人数		
H31	4	10	43	15	43	98.0	978,450
R2	3	4	20	11	36	113.5	557,665
R3	3	2	10	10	30	91.5	364,773
R4	2	0	0	16	37	91	173,250
R5	4	0	0	49	84	176.5	318,177

3. 申請事業所へのヒアリングの結果

令和 7 年 6 月 11 日～20 日 利用事業所へのヒアリングを実施

・ライフサポートには事前申請が必要。レスパイトとして事前予約型の宿泊も要望はあるが、急な養護者の体調不良時に使えるとよい。

・医ケア児の法定給付での延長加算は看護師対応が必須であるため、看護師が手配できないと延長の対応ができない。ライフサポートを急な対応時に活用できるようにすると良い。また、閉所時間までの延長のお願いされた場合には、延長加算が取れないため、ライフサポートを活用したい。

・きょうだい児の行事への参加時に使いたい、朝の利用が出来ない。

・重症心身障がい児（者）ではない医ケア児に活用できない。

【参考】令和５年度 アンケート結果より抜粋

医療的ケア児等へのレスパイト調査結果

（０）調査概要

○目的：医療的ケア児等のご家族の負担軽減・レスパイトや就労を支えるための取組みについて、今後の本市施策の参考とするため。

○実施時期：令和６年１月１９日（金）～２月９日（金）

○調査方法：市内各施設に通っている医療的ケア児等の保護者（または本人）へ施設経由でチラシ配布(LoGoフォーム)
※配布先が重複していた場合は、１人１回答

○調査対象：令和６年１月１日時点で、市内にお住まいの０歳～１８歳未満の医療的ケア児または重症心身障がい児
※保護者の方がご回答を想定
・医療的ケア児
日常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為が必要な方
・重症心身障がい児
療育手帳Ａかつ身体障害者手帳１・２級所持者

○調査内容：①本人の現在の状況
②ライフサポート事業について
③医療的ケア児等を一時的に預かる環境の整備について

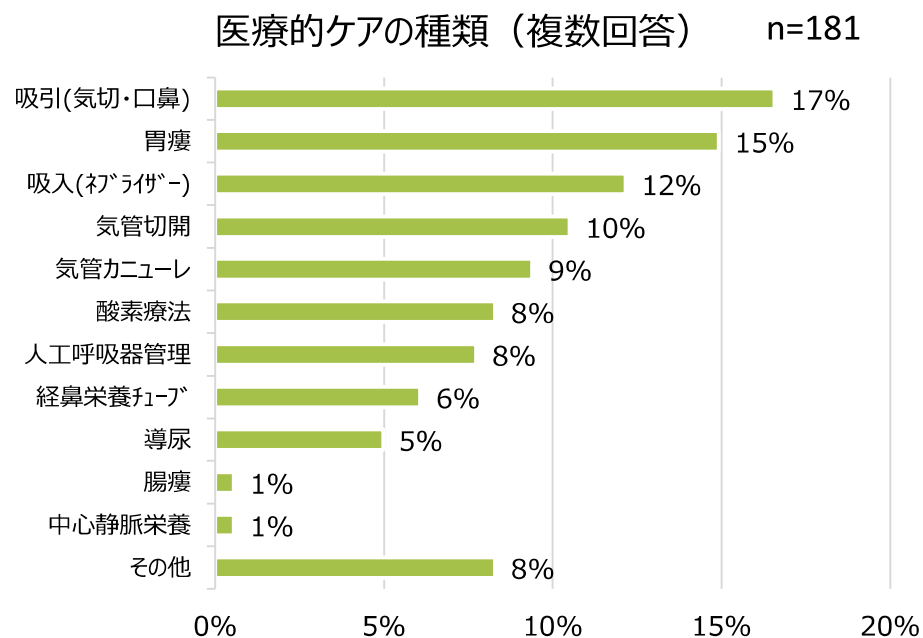
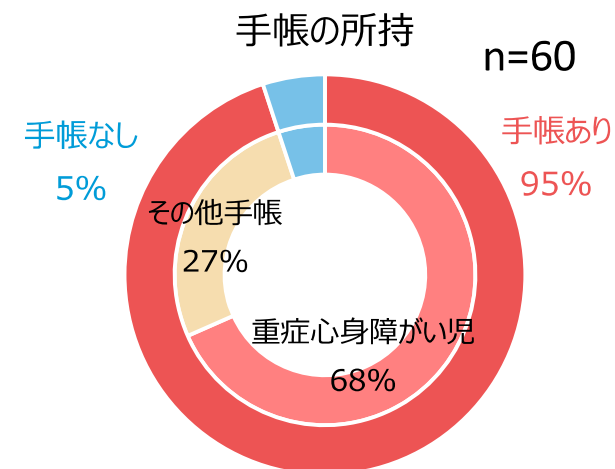
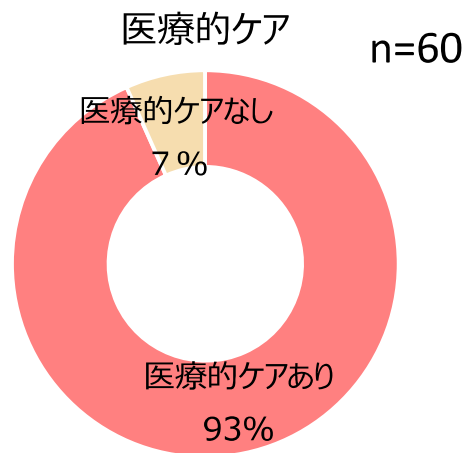
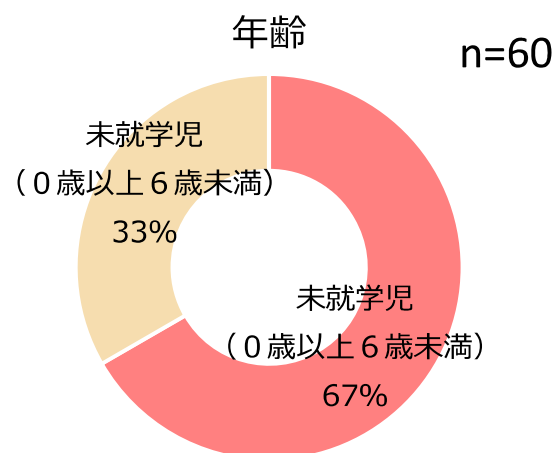
○配布機関：市立こども園、私立施設、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所
市立小中学校、県特別支援学校
放課後等デイサービス、計画相談支援事業所

回 答 60名（うち医療的ケアを必要とする方56名） 未就学児 20名、就学児 40名

全 体 未就学児：38名（うち、医療的ケアを必要とする方29名）
就学児：122名（市立小中学校在籍者15名＋県の市内特別支援学校在籍者107名（医ケア32名＋重心のみ75名）） 計160名

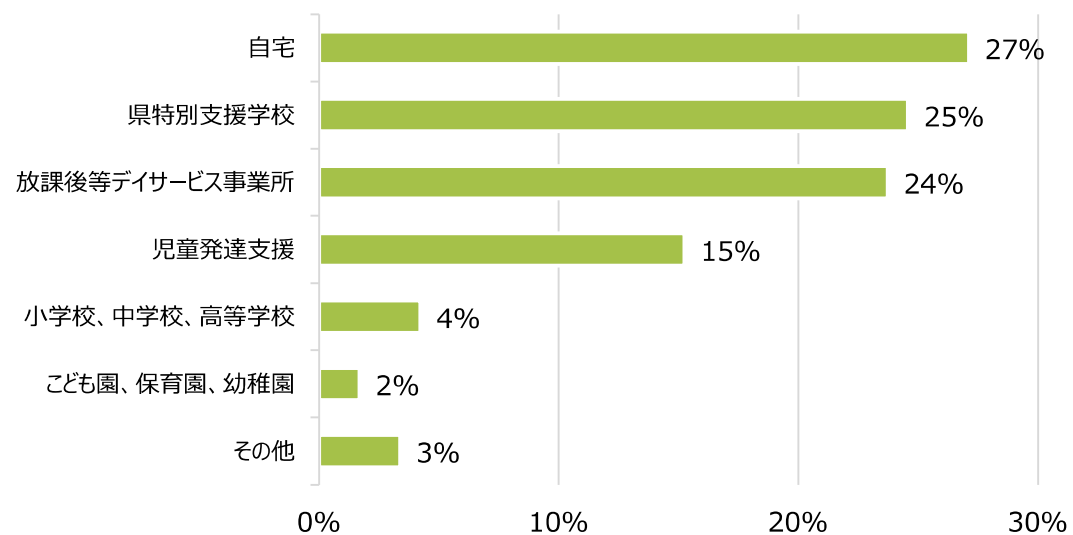
回答率 37.5%

(1) 基本情報



その他
浣腸
カフアシスト
ジフトロフィー
全身軟膏塗布、日差し・体温管理
シャント
聴覚障害（人工内耳装用）
デュピクセント月2回
重度てんかんの薬処置等
ダンピングの為栄養の注入内容&速度調整
食事、トイレ、風呂等介助

日中過ごしているところ（複数回答） n=120



その他

病院

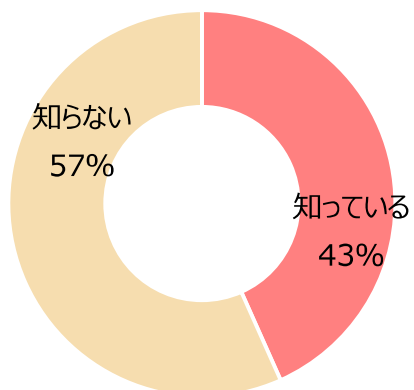
こども園

日中一時を利用して生活介護

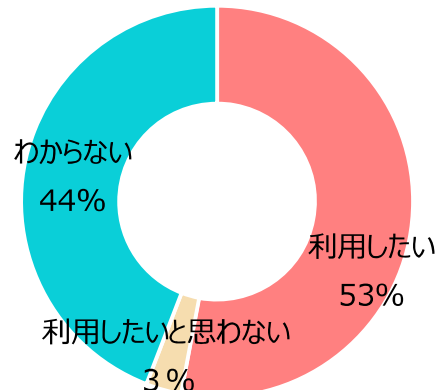
訪問教育・週2日 自宅にて授業を受けている。

(2) ライフサポート事業

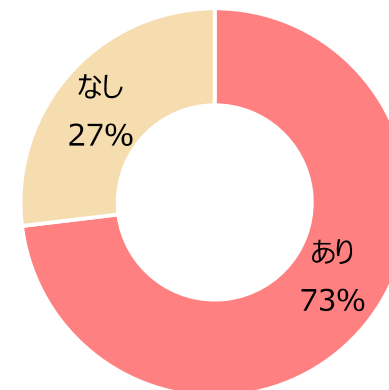
認知 n=60



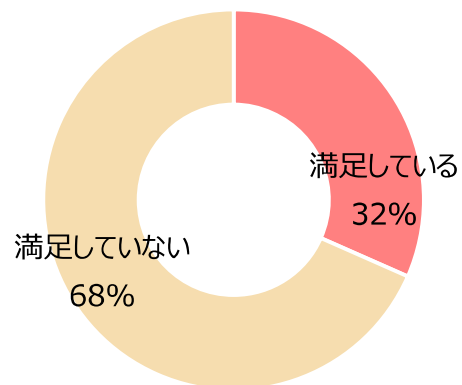
知らない場合の利用希望 n=34



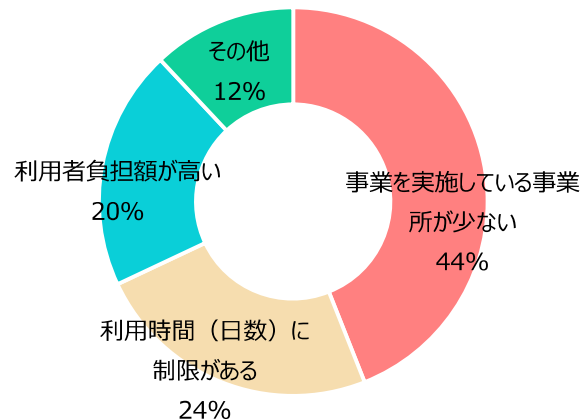
利用実績 n=26



満足度 n=19



利用に困っていること n=25



その他

○療育としての側面が強く、制度としては保育面での利用は困難。また、一般的な保育所のような一時預かり施設もなく、就学前は特に大変だった。事業所の好意で保育的な役割として、利用時間を延ばしてくれることはあった。自宅送迎のない事業所では、兄妹で同じ園や児童クラブ等へ行けないため、あちこち送迎に行くのが大変。

○重心ではない看護師在中の施設がほとんどなく満員のため、いく先が無い

○入浴サービスを利用したいが、対応できる職員がいないということで、利用できない。

分析（ ライフサポート事業 ）

- 事業を知らない人が全体の約 6 割
- 事業を知っている人のうち、利用実績がある人は約 8 割
- 利用した実績がある人のうち、利用に満足していない人が約 7 割
- 満足していない（利用に困っていること等）理由は、事業を実施している事業所が少ないが多く、次いで利用時間（日数）に制限がある、利用者負担額が高いといった理由があげられる。
- 事業を知らない人のうち、利用を希望する人は約 5 割、わからないが約 4 割



- 事業の周知を図る必要がある。
- 実施している事業所が少ないため、事業所を増やす取組みを検討する必要がある。
- 利用を希望するかわからない人がいるため、事業内容を説明する機会があるとよい。